

現在就学支援金を受けていない新2・3年生で6月以降受給したい人  
新1年生で4月から受給したい人

平成 年 月 日

大阪府教育長 殿

この用紙に記入した日

新1年生で受給を希望しない人、新2・3年生で現在受給しておらず今後も受給を希望しない人(その理由にも☑と説明)

受給資格認定申請書 (初回時) (次の2つの口のうちの、いずれかの口にレ印を付けてください。)

高等学校等就学支援金 (以下「就学支援金」といいます。) の受給資格の認定を申請します。

就学支援金の受給資格の認定を申請しません。(申請しない場合も提出してください。)

【申請しない場合の理由】  所得基準 (道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額507,000円未満) 超過のため

その他

※申請しない場合は、  
裏面の記入は不要です。

収入状況届出書 (2回目以降) (既に受給資格の認定を受けている場合は、次の口にレ印を付けてください。)

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

現在就学支援金を受けている新2・3年生は☑

(次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。 ☑がない場合は受給できません

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	
生徒の氏名	姓 名
生徒の生年月日	昭和・平成 年 月 日
生徒の住所	都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
生徒が在学する学校の名称	大阪暁光高等学校
学年・組・番号	年 組 番

受給するしないにかかわらず  
全員記入

2019年度の新しい年・組・番を記入

新1年は3月末にハガキで通知

新2・3年生は4/8始業式発表

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は記入不要です。)

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。 **本校に入学した年の4月1日**  
・高等学校等 (修業年限が3年未満のものを除きます。) を卒業又は修了した者  
・高等学校等に在学した期間 (定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。) が通算して36月を超えた者 (ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 私立 大阪暁光高等学校	平成 年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 全日制 普通科・看護科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 当てはまる方に○

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時等に個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

**オモテ面で「申請しない」に☑した人はウラ面は記入不要**

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

- ①  親権者（両親）2名分 当てはまるものどれかに☑
- ②  親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）  
（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
  - ②  ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
  - イ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、  
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
- ③  未成年後見人  名分  
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合  
（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
- ④  生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分  
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、  
・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
- ⑤  生徒本人  
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

- ⑥  親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名 (ふりがな)	氏名 生徒との続柄	氏名 生徒との続柄	氏名 生徒との続柄
<b>保護者(親権者)名と「父」「母」など続柄と それぞれの生年月日</b>			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	生年月日	昭和・平成 年 月 日

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が4～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

	<b>1年: 平成30年1月1日現在の保護者の住所</b>	市区町村
<input type="checkbox"/> 日本国内	<b>2・3年: 平成31年1月1日現在の保護者の住所</b>	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。) ☑がない場合は受給できません

- 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手を学校設置者に委任することを了承します。
- 申請に関し提出した個人情報について、以下の点を了承します。
  - ・大阪府への情報提供は、オンラインを経由すること。
  - ・この申請のために提出した個人情報を、学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業（以下「本事業」という。）に活用する場合があること。
  - ・この申請のために提出した個人情報を、奨学のための給付金事業に活用する場合があること。
  - ・この申請のために提出した個人情報を、大阪府私立高等学校等学び直し支援事業に活用する場合があること。
  - ・本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う（公財）大阪府育英会に情報提供する場合があること。

(注記) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第二条第12項に規定する個人番号利用事務実施者は、大阪府教育庁となります。

学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入。）